



監事監査報告書

平成28年5月 日

富士宮市長 須藤 秀忠 殿

監事 鈴木崇明 
監事 石川俊秋 

私たち監事は、社会福祉法第40条及び関係法令に基づき社会福祉法人山寿会の平成27年4月1日より平成28年3月31日までの事業年度の理事の業務執行状況及び財産の状況について監査をしました。

監査の結果、私たち監事の意見は、次のとおりです。

- (1) 事業報告書は、関連する法令及び通知に従い、当会の事業の執行状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- (2) 財産目録は、関連する法令及び通知に従い、当会の財産の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- (3) 貸借対照表は、関連する法令及び通知に従い、当会の資産と負債の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- (4) 資金収支計算書及び事業活動収支計算書は、関連する法令及び通知に従い、当会の収入と支出の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。

以上